

# 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 堺市新型コロナウイルス対策本部の設置について

## 1. これまでの経過

### (1) 国・府の対応

- 3月26日 特措法第15条に基づき政府対策本部設置  
名 称：新型コロナウイルス感染症対策本部  
設置場所：東京都（内閣官房（中央合同庁舎第8号館））  
設置期間：令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染症対策を  
推進するため必要と認める期間
- 同 日 特措法第22条に基づき府対策本部設置
- 4月7日 政府対策本部長により**緊急事態宣言**  
措置実施期間：令和2年4月7日から令和2年5月6日まで29日間  
措置実施区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県

### (2) 市の対応

- 1月28日に堺市新型コロナウイルス対策本部を任意設置  
以降7回の本部会議を開催

## 2. 法に基づく堺市新型コロナウイルス対策本部の設置

- 特措法第34条では、市長は**緊急事態宣言がされたときは**、市行動計画で定めるところにより、**直ちに市災害対策本部を設置**しなければならない旨を規定
- 市対策本部の組織に関しては、特措法第35条において、次の通り規定
  - ・ 対策本部の長は、市対策本部長とし、市長をもって充てる。
  - ・ 対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。  
副市町村長、市教育委員会の教育長、  
当該市の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員  
その他市長が当該市の職員のうちから任命する者



- 緊急事態宣言がされた際に、直ちに法定の堺市新型コロナウイルス対策本部を設  
置 本部員は別紙の通り
- 大阪府の外出自粛要請内容等を踏まえ、本日、堺市新型コロナウイルス対策本部  
会議を開催し、堺市としての方針を決定

### 新型インフルエンザ特別措置法

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第 3 4 条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

第 3 5 条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

- 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 副市町村長
  - 二 市町村教育委員会の教育長
  - 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
  - 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- 3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
- 4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(準用)

第 3 7 条 第 2 5 条及び第 2 6 条の規定は、市町村対策本部について準用する。

(条例への委任)

第 2 6 条 第 2 2 条から前条まで及び第 3 3 条第 2 項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

## 堺市新型コロナウイルス対策本部長

役職	氏名
市長 (本部長)	永藤 英機
副市長 (副本部長)	島田 憲明
副市長 (副本部長)	中野 時浩
副市長 (副本部長)	山岡 由佳
危機管理監 (副本部長)	松本 文雄
健康福祉局長 (副本部長)	隅野 巧
教育長	中谷 省三
上下水道局長	出末 明彦
市長公室長	森 功一
政策調整監	長澤 研一
ICT イノベーション推進監	土生 徹
総務局長	大丸 一
財政局長	坂本 隆哉
市民人権局長	光齋 かおり
文化観光局長	宮前 誠
環境局長	歌枕 悟志
子ども青少年局長	岡崎 尚喜
産業振興局長	奈良 和典
建築都市局長	窪園 伸一
建設局長	中辻 益治
堺区長	西本 秀司
中区長	西川 明尚
東区長	山下 勝利
西区長	中山 誠
南区長	佐小 元士
北区長	垂井 究
美原区長	澤田 佳知
消防局長	新開 実
会計管理者	森岡 宏行
議会事務局長	橘 健一
教育次長	田所 和之
教育監	松下 廣伸
上下水道局次長	向井 一裕
保健所長 (オブザーバー)	藤井 史敏